

(健Ⅱ220F)

令和2年7月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

### 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症に係る現下の感染状況、また、今後のあらゆる局面における対応に万全を期すため、同感染症に対する更なる検査体制を強化する必要があることから、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、行政検査の締結を進めるにあたり、以下の点に留意した上で、医療機関との間で、柔軟かつ積極的な契約締結に努めることを求めています。

- ・集合契約の場合のみならず、医療機関と個別に契約する場合においても、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）の委託契約締結に関する委任状」（別添）のチェック項目を活用し、契約を希望する医療機関が全ての項目を満たしていることを表明（電話等）した場合には、それをもって契約締結を行うこと。
- ・集合契約の締結にあたり、検査の方法や検体の違いを問わず、チェック項目を満たしている場合に、取りまとめ機関において契約対象医療機関を絞らないよう配慮すること。
- ・行政検査の委託契約の効果は遡及させることができること。
- ・更なる検査体制の確保のため、地域における検査体制の強化に向け、関係者との連携を一層進めること。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、地域の実情に応じた検査体制の構築に向け、各都道府県等と引き続きご協議賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会管下郡市区医師会ならびに関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年7月17日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて  
(再周知)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号。以下「行政検査通知」という。）により、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）と医療機関との間における、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結についてお知らせしてきたところである。

PCR検査及び抗原定量検査については、喀痰、鼻咽頭拭い液等のほか、唾液による検査も可能となっており、現下の感染状況や今後のあらゆる局面における対応に万全を期すため、更なる検査体制の強化が必要である。

このため、以下の事項に留意し、行政検査通知を踏まえた行政契約の締結を積極的に進めていただくよう、あらためて願います。

- 行政検査通知「(2) 行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関」における「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として認めるに当たっては、都道府県等の事務負担等にかんがみ、集合契約の場合のみならず、医療機関と個別に契約する場合においても、行政検査通知の別添3（委任状様式例）に記載されている「チェック項目」を活用し、契約を希望する医療機関がすべてのチェック項目を満たしていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして契約締結を行うなど、柔軟かつ積極的な契約締結に努めること。

- 行政検査通知の別添2の事務契約書（案）を踏まえた集合契約を締結するに当たっては、検査の方法や検体の違いを問わず、チェック項目を満たしているのであれば幅広い医療機関で実施できるものであることから、取りまとめ機関において契約の対象となる医療機関を絞ることとならないよう配慮を促すこと。
- 行政検査の委託契約の効果は遡及させることができること。
- まずは更なる検査体制の確保が重要であり、地域における検査体制の強化に向け、関係者との連携を一層進めること。

(別添3) 委任状様式例

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）  
の委託契約締結に関する委任状

代理人： ○○（取りまとめ機関）

委任者

- ①医療機関名 : \_\_\_\_\_
- ②郵便番号 : \_\_\_\_\_
- ③住所 : \_\_\_\_\_
- ④電話番号 : \_\_\_\_\_
- ⑤代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

当院は、○○（取りまとめ機関）に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

1 PCR 検査（唾液）に係る委託契約を希望する場合

- 新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査（唾液）の実施について、●●都道府県（特別区、保健所設置市）からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項
- 当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの都道府県等に対する表明

(以下、全ての□にチェックがつかうことが必要)

- 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、

可能な限り動線を分けられていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい) こと

- 必要な検査体制が確保されていること
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その2)」(令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)を参照すること。
  - ・ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
  - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 1に加え、PCR検査(喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体)又は抗原検査も実施することを希望する場合

- 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査(喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体)又は抗原検査の実施について、●●都道府県(特別区、保健所設置市)からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項
- 当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの都道府県等に対する表明

(以下、全ての□にチェックがつくことが必要)

- 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい) こと
- 必要な検査体制が確保されていること
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その2)」(令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)を参照すること。

- ・ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ・ 鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・ エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）（抜粋）

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を診察する際の感染予防策について

（1）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・ 同患者から採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ・ 同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・ 同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・ 同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・ 基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・ 個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。